

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

			資料番号	9 - 1	担当課	土木管理課
法令名	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	根拠条項	5	許認可等の内容	住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託における確認	
<p>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律</p> <p>(住宅を新築する建設工事の請負契約の新たな締結の制限)</p> <p>第五条 第三条第一項の新築住宅を引き渡した建設業者は、同項の規定による供託をし、かつ、前条第一項の規定による届出をしなければ、当該基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに住宅を新築する建設工事の請負契約を締結してはならない。ただし、当該基準日後に当該基準日に係る住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託をし、かつ、その供託について、国土交通省令で定めるところにより、その建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の確認を受けたときは、その確認を受けた日以後においては、この限りでない。</p> <p>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則</p> <p>(住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認の申請)</p> <p>第六条 法第五条ただし書の確認を受けようとする者は、別記第二号様式による確認申請書を、その建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 前条第二項の一覧表二 法第五条ただし書の供託に係る供託物受入れの記載のある供託書の写し						